

## 阿賀野市条例第 2 2 号

### 阿賀野市印鑑条例の一部を改正する条例

阿賀野市印鑑条例（平成 1 6 年阿賀野市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条の次に次の 1 条を加える。

（印鑑登録証明書の交付）

第 1 1 条の 2 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、多機能端末機（本市の電子計算機と通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書を交付する機能を有するものをいう。）に個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 2 条第 7 項の規定により同条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものをいう。）を使用し、暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。